

新型コロナウイルス感染症対策

令和4年9月27日版

京都西山高等学校

出席停止基準※公早退もこれに準ずる

※出席停止期間の数え方については資料1を参照

(1)生徒

	生徒の状況	出席停止の期間		備考
		開始日	終了日	
①	ワクチン接種のため	接種した日		副反応も含む
②	感染が判明した(有症状)	発症日 ※一般的には、発熱、 咳、咽頭痛、鼻水など の症状が出始めた日	発症日から7日間経過し、 かつ、症状が軽快した後 24時間経過	
	感染が判明した(無症状)	検査日	検査した日から7日間経過	5日目の検査キットによる検査 で陰性を確認した場合は、6日 目に解除が可能
③	濃厚接触者と特定された	濃厚接触者と特定された日	感染者と最後に濃厚接触 した日から起算して5日経過 後	2日目及び3日目の検査キット を用いた検査で陰性を確認し た場合は、3日目に解除が可能
④	PCR検査を受ける場合	検査を受けると決まった日	検査の結果が判明するまで	
⑤	医療機関や保健所等により 自宅待機の指示を受けた	医師または保健所等の指示に従う		
⑥	37.5℃以上の発熱、咳などの 症状がある	発症日	症状が回復するまで	※感染拡大期のみ適用

(2)同居家族

	同居家族の状況	出席停止の期間		備考
		開始日	終了日	
①	感染が判明した(検査陽性)	(1)-③へ オミクロン株が主流である間、同一世帯内のすべての同居者は 濃厚接触者となる。		
②	濃厚接触者と特定された	オミクロン株が主流である間、濃厚接触者や行政検査の対象者 と同居している場合等について特段登校を控えることは求め ない。		
③	PCR検査を受ける場合	検査を受けると決まった日	検査の結果が判明するまで	
④	未診断の発熱等の症状がみ られる	発症日	症状が回復するまで	※感染拡大期のみ 適用

陽性者・濃厚接触者の出席停止基準について

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (2022.4.1 Ver.8)参照

○京都府「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る待機期間について」参照

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について」参照

登校前・登校時

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして、スマホやタブレットでフォームに報告する。スマホやタブレットがない人は「健康観察カード」に記入し、朝のSHRで提出する。
※健康観察・報告は必ず登校前に行うこと。
- 毎朝、検温を行い、37.5℃以上の生徒は自宅で休養する。(平熱が高い場合は要相談)
- 体温が37.5℃未満であっても、風邪症状がある生徒は、自宅で休養する。(※1)
- 文部科学省学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルにおけるレベル3及びレベル2(P.4の表)の場合は、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校を控える。(※2)
- 登校時にはマスクを持参・着用する。
- 学校に登校したら、手洗いまたは手指消毒を確実にを行う。
(※1)症状が回復するまで登校を控える。ただし、医師により登校の許可があればその限りではない。
(※2)レベル2～3の場合、同居者に風邪症状があれば治るまでは登校を控える。ただし、同居者の受診により新型コロナウイルス感染症の心配がないようであれば登校可(検査の有無は問わない)。

学校生活

- 大声の発声等の場面に限らず、室内では常にマスクを着用する。
- 換気のため、教室は、対角線上の2か所以上の窓・ドアを常に開けておく。
- 室内に置いては、人の距離を1メートルを目安として、できるだけ離す。
- こまめな水分補給を行う。(授業中も認める)
- ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共有部分は、できるだけ触れる回数を減らす。
→そのため、登下校時や休み時間など、生徒の出入りが多いことが予想される時間帯は教室のドアを開放しておく。トイレのドアも開放する。
- 出来るだけ個人の物を使用し、貸し借りはしない。
- 共有で物を使用する場合は、使用前後の手洗いを行う。
- 体育等、教科に応じて必要とする感染症対策を講じるため、担当教員の指示に従う。

食事

- 食事の前には、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- 食事中は、飛沫防止のため会話をしない。
- 食事をする際には、対面しない。座席を動かさない。
- 原則、自分の席で食事をとる。

掃除

- 掃除の前後に手洗いを徹底する。
- マスクを必ず着用する。
- 換気を徹底する。

持ち物

- マスク
- 飲み物
- ハンカチ

- マスクを置く際の清潔なビニールや布等

手洗い・手指消毒のタイミング

- 外から教室に入るとき。
- 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき。
- 昼食の前後。
- 掃除の前後。
- トイレの後。
- 移動教室の授業の前後(共有の物を触ったとき)

部活動

- 学校生活と同様に、手洗い、水分補給、マスク着用、換気、アルコール消毒など、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 活動前に健康観察を実施し、37.5℃以上の発熱や体調のすぐれない場合の活動は認めない。
- 活動前の健康観察の結果はスマホやタブレットでフォームに報告する。スマホやタブレットがない人は「健康観察カード」に記入し、顧問に提出する。
- 飲み物、タオル等、身につける用具は各自が準備し共有を避ける。またチームで使用する道具もできる限り共有は避け、最低限にとどめる。
- 土日の活動では、クラブ着での登下校を認める。
- 部室等の利用にあたっては、短時間の利用とすることやいっせいに利用しないで、密集を防ぐようにする。(部室使用は、3人以内/一度に)
- 校外で活動する場合、現地解散を可とする。
- 公式戦やイベント等対外的活動については、状況により変化するため、その都度連絡する。

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類	
レベル3	レベル4（避けたいレベル）	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3（対策を強化すべきレベル）	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2（警戒を強化すべきレベル）	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができてきている状況。
レベル1	レベル1（維持すべきレベル）	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0（感染者ゼロレベル）	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会）

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)より引用

資料I

【①有症状患者の場合】

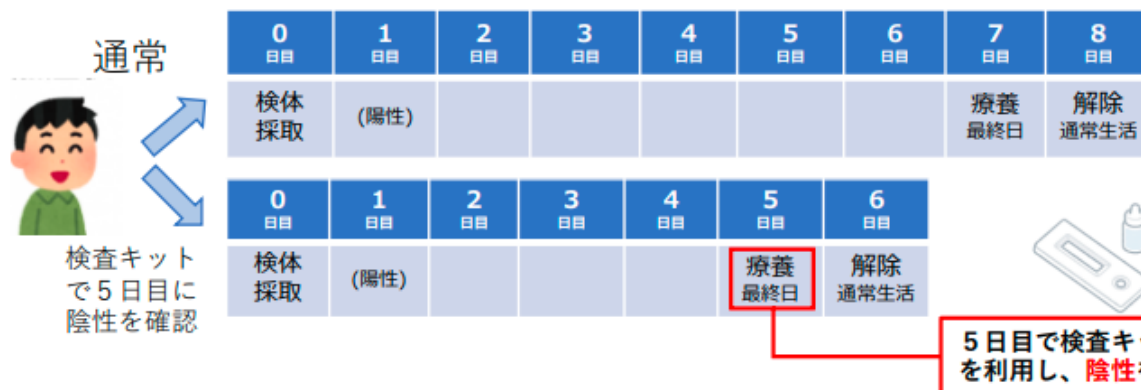
発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合



※解除後も10日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。

【②無症状患者の場合】

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合



※解除後も7日間経過するまでは、検温などご自身で健康状態を確認してください。
 ※当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

引用：京都府ホームページ「ご自宅で療養される方へ」